

平成30年度よりキッズウィークがスタート!

～有給休暇を取得してキッズウィークを楽しもう!
来年度より有給休暇の取得が義務化されます。～

丸亀市では、学校行事の振替休日を他の時期の土・日曜・祝日と組み合わせて、連続した学校休業日とするキッズウィーク制度が平成30年度よりスタートしました。それに合わせて、保護者も年次有給休暇を取得し、大人と子どもが休日を共に過ごすなどワーク・ライフ・バランスの向上に努めましょう。

このキッズウィークについては、家庭や地域での豊かな学びや保護者の「働き方改革」などの効果が期待される一方で、新しい取り組みということもあり、懸念の声も聞こえています。

第1回の保護者向けアンケートでは、有給休暇を取得できた方は全体の4分の1程度で、「人手不足」、「周囲が休まないので休みづらい」という回答が多くありました。来年度より「5日以上の有給休暇の取得」が義務化されることもあり、職場の「有給休暇を取りやすい体制づくり」を進めていく必要があるといえます。当協議会では、今後も、保護者向け、事業所向けのアンケート調査を実施し、有給休暇を取得しやすい職場環境の整備、労使の意識改善に向けて取り組んでいきます。



キッズウィークに関するお問い合わせ先

丸亀市キッズウィーク推進協議会(丸亀商工会議所内)

〒763-0034 丸亀市大手町一丁目5番3号 TEL:0877-22-2371

① 香川県総務部税務課からのお知らせ

個人住民税の特別徴収の徹底実施について

地方税法の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業主の方(給与支払者)は、特別徴収義務者として、従業員の方(納税義務者)の個人住民税を給与から差し引き、従業員の方の住所地の市町へ納めること(特別徴収)が法律上義務付けられています。

これまでに周知してきましたとおり、法令遵守の徹底、公平性の確保及び税収確保等の観点から、個人住民税の特別徴収を徹底します。2019年5月に原則として、県内すべての市町から特別徴収義務者となるべきすべての事業主の皆様に対し、個人住民税の特別徴収税額の決定通知書を送付いたします。

つきましては、関与先の事業主様の個人住民税の特別徴収の実施について御協力くださいますようお願い申し上げます。

詳しくは、県ホームページを御確認ください。



公益財団法人

無料職業紹介所

産業雇用安定センター 香川事務所

出向の仲介や、離職を余儀なくされる方の再就職を支援していますので、お気軽にご相談ください。

〒760-0023 香川県高松市寿町2丁目4-20 高松センタービル8階
TEL:087-851-1011 FAX:087-851-1014